

## 質問 子育て世代包括支援センター設置への準備は

### 町長 令和3年度に本町型の支援センターを設置する



西内議員

**質問** 妊娠期から出産、子育て期にわたる、切れ目のない支援を行つ「子育て

世代包括支援センター」設置への準備は。

#### 答弁

子育て世代包括支援センターの役割は、妊産婦・乳幼児等の実情を把握し、妊婦・出産・子育てに関する必要な情報提供・助言・保健指導の実施、支援プランの策定、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整となっている。

現段階では、支援プランの策定はしていないが、センターの役割と機能は担っている状況である。より一層、子育て支援の町として充実したサービスを提供していくため、新庁舎が完成する令和3年度を目途に、本町の現状にあった「新十津川町型の子育て世代包括支援センター」を設置する方向で進めていく。

#### 再質問

小学校入学後の支援が円滑に行えるよう、学校や教育委員会など厚生労働省管轄外の機関との連携は。

#### 答弁

現在は、子ども中心に考え、子どもの健康に関することは保健福祉課で対応している。また、ネグレクト（育児放棄）などは要保護児童対策協議会のケース会議で、保健福祉課と教育委員会が連携して対応している。

「新十津川町型の子育て世代包括支援センター」を設置したときには、更に連携を深め、一貫した切れ目のない体制での機能を構築したい。

## 質問 産婦検診を産後うつ予防に活かすには

### 町長 速やかな保健指導や支援につなぐ

**質問** 産後うつや新生児への虐待予防として新規に助成される産婦検診について、受診率100%への具体的方策、受診結果内容を把握する方法、所見があった方への対応を伺う。

#### 答弁

産婦健診受診票交付時や新生児訪問時に、健診の必要性や受診票の使用方法を説明し、受診を促しており、現在の受診率は100%である。

健診結果は、医療機関から保健師へ情報提供される仕組みになっている。身体的な有所見者へは家庭訪問等で保健指導を行なう。精神的な有所見者は、精神科の医療機関とも連携が取りやすくなったことにより、速やかに保健指導や支援を受けられる体制であり、有所見者には保健指導を継続していく。

#### 再質問

保健指導が継続された場合、家族への助言、指導は。また、体調が悪い期間の家事支援などの検討は。

#### 答弁

保健師の家庭訪問から、父親や祖父母による適切な家事支援があると把握しており、家事支援は考えていない。

#### 再々質問

母親の負担軽減、町の情報発信力強化、家族の育児参加に効果が期待できる「母子手帳アプリ」の導入を。

#### 答弁

アプリは承知しており、妊娠届け出の際、無料アプリを紹介している。有料アプリは、出生数がそう多くない本町では導入せず、情報発信はやり取りができる電話等を活用する。

## 質問 エンディングノート活用の意義は

### 町長 終末期における、人としての尊厳を保つ支援になる

**質問** 「終活」のための「エンディングノート」の活用を、町が高齢者福祉事業として始めることの意義は何か。  
記入内容によっては司法書士やファイナンシャルプランナー等の助言が必要なものもある。連携は図られるのか。

#### 答弁

本人の意思が確認できるうちに、思いや医療・介護の希望を記録することで終末期における人としての尊厳を保つ支援になると考える。医療・介護に重点を置く本町独自のエンディングノートを作成するので、司法書士等の助言は不要と考える。

#### 再質問

記入により心配事が具体化し、「残されるペット」や「墓じまい、合葬墓」など本町が扱っていない事業に関する相談があった場合、どう対応するのか。

#### 答弁

エンディングノートを作成により、本人がいろいろと考える中から町の事業以外の事業が現れた場合は、そういった事を本人から家族に話をするきっかけにもなるのではないかと。

町としては、まず、医療、介護、延命治療など最終段階における意思確認をし、自分の終末期はどうあるべきかを委ねたい方は明確にしていたことが高齢者福祉の充実につながる。

今後、変化はあるとは思いますが、行政ができることとそれ以外で行うものの区分けをしながら進めていきたい。